

ご存知ですか

誰でも通勤手当を正規と同一基準でもらえます

非正規労働者（有期雇用契約者）には通勤手当が出ない、あるいは正規と比べて大きな差がある、こうした職場が少なくありません。しかし、労働契約法 20 条（4 月施行）により、労働条件について合理的な理由のない格差は禁止されました。

とりわけ「通勤手当や食堂の利用などについて、正規と非正規で労働条件を相違させることは、特別の理由がない限り認められない」とされました。通勤手当は誰でも正規と同一の基準でもらえるのです。

労働条件を改善する絶好のチャンスです。



広がる雇い止めの危険！

ご存知ですか



雇用の安定は非正規労働者の共通の願い……今年 4 月以降、雇用契約期間が 5 年を超えれば、無期契約（定年まで安定して働くことができる）に転換できることになりました（労働契約法 18 条）。

ところが実際には、無期契約への転換を阻むために、使用者が 5 年の手前で雇い止めしてくるおそれが大変強いのです。

すでに「有期雇用契約の更新上限を 4 年とする」などと提案してくる企業もあらわれています。

労働組合の力で雇用の安定を！

企業は自由に雇止めできるわけではありません。

雇い止めを未然に防ぎ、雇用の安定を図るため、また、通勤手当の差別支給の是正など労働条件改善のために、私たちは全力を挙げています。



困ったときにはすぐ相談を

労働相談ホットライン 相談無料 秘密厳守

全国どこからでも

0120-378-060

三重県北部の方

059-356-3510

三重県中部の方

059-223-2657

三重県南部の方

0596-20-7630



昨年、有期雇用で働く非正規労働者の雇用や労働条件に関わり、労働契約法が「改正」されました。
非正規ではたらく皆やんこく

全労連（全国労働組合総連合）

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F
TEL (03) 5842-5611 / FAX (03) 5842-5620
Email: webmaster@zenroren.gr.jp

2013-2

みえ労連（三重県労働組合総連合）

〒 514-0015 津市寿町 7-50

TEL 059-223-2615 FAX 059-223-4495

非正規社員も 有給休暇がとれます

POINT!

年次有給休暇（有休）は理由に関わりなく自由にとることができます。パートやアルバイトなど非正規社員でも取得することができます。



有休をとっても賃金をカットされたり、解雇されることもありません。その年度に有休がとりきれなかった分は翌年に限って繰り越すことができます。有休の買い取りはできません。

あなたがとれる年次有給休暇		どのくらいの期間働いていますか？						
1週間に働く時間は？		6ヵ月	1年 6ヵ月	2年 6ヵ月	3年 6ヵ月	4年 6ヵ月	5年 6ヵ月	6年 6ヵ月
30時間以上の方	→	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
5日以上の方	→							

●上記以外の方も勤務時間・日数に応じて取得できます。
●有給休暇は希望する日に取れ、理由を言う必要はありません。

時間外労働には 割り増し賃金が

POINT!

労働時間は1日8時間・週40時間、休日は週1回以上が原則です。これはすべての労働者に適用され、それ以上働けば時間外労働として割増賃金の支払いを求めましょう。



8時間眠り、8時間働き、8時間は自分の時間にするのが人間の1日の生活リズムです。労働時間の中には仕事前のミーティングや準備作業時間、作業前後の清掃時間も含まれます。就業実態をあらわすタイムカード、出勤簿などをメモやカレンダーなどに記録しておきましょう。

休憩時間は… (労働時間に対して)

休憩	6時間以上 45分
休憩	8時間以上 60分
休日	1週間 1回
休日	4週間 4回

時間外、休日および 深夜の割増賃金表

時間外労働	25%以上
深夜労働	25%以上
休日労働	35%以上
時間外+深夜	50%以上
休日+深夜	60%以上

いきいきと

働いていますか？

あなたの権利は法律で保障されています。

セクハラ・パワハラで 困っていませんか

POINT!

同僚や上司のちょっとした態度や行動がセクハラやパワハラ（いじめ）につながる場合があります。実際に起きた時、事業主は迅速に対応しなければなりません。



企業はあらかじめ、相談や苦情を受ける窓口を明確にし、対応しなければなりません。いじめやセクハラ・パワハラのある職場を放置、容認している場合は、企業も責任を問われます。

もしセクハラやパワハラにあったら、「いつ」「どこで」「誰に」「どのようなことをされた（言われた）」かを、証拠としてメモや録音などに残しておくことが重要です。

会社で対応してもらえない場合は、ひとりで悩まずに労働組合や雇用均等室（セクハラ）・労働局企画室（パワハラ）に相談しましょう。

労災保険は 事業主の責任です

POINT!

仕事中や通勤途中に事故にあたりケガをした場合には、事業主に労災保険の手続きを申請しましょう。もし事業主が未加入・保険料未納であっても請求できます。



労災保険は、事業主が保険料を全額負担する強制加入保険です。パート・アルバイトも含め労働者を1人でも使用する事業主は、労災保険に加入しなければなりません。業務上や勤務途中の負傷・疾病で仕事を休む場合、労災保険から医療費や休業補償が支払われます。労災で治療中の人は解雇できません。

うつ病などメンタルを理由に仕事が出来ない場合も、業務が原因なら対象になります。

困った
ときには
すぐ相談を

労働相談ホットライン

相談無料 秘密厳守

全国どこからでも
0120-378-060
三重県北部の方
059-356-3510

三重県中部の方
059-223-2657
三重県南部の方
0596-20-7630

